

平成15年第3回藤岡市議会定例会会議録(第3号)

平成15年6月18日(水曜日)

議事日程 第3号

平成15年6月18日(水曜日)午前10時開議

第1 議会運営委員会経過報告

第2 請願第1号 出資法の上限金利の引き下げを求める請願

第3 議案第59号 備品購入契約について

第4 議員提出議案第4号 合併問題調査特別委員会設置について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（24人）

1番	安田 肇 君	2番	橋本 新一 君
3番	串田 武 君	4番	湯井 廣志 君
5番	斉藤 千枝子 君	6番	三好 徹明 君
7番	反町 清 君	8番	佐藤 淳 君
9番	茂木 光雄 君	10番	松本 啓太郎 君
11番	片山 喜博 君	12番	冬木 一俊 君
13番	金子 勝治 君	14番	神田 省明 君
15番	木村 喜徳 君	16番	針谷 賢一 君
17番	青柳 正敏 君	18番	坂本 忠幸 君
19番	塩原 吉三 君	20番	清水 保三 君
21番	隅田川 徳一 君	22番	大戸 敏子 君
23番	吉田 達哉 君	24番	久保 信夫 君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

市長	新井 利明 君	助役	関口 敏 君
収入役	堀越 清 君	教育長	岡田 要 君
企画部長	中易 昌司 君	総務部長	齋藤 稔一 君
市民環境部長	塚越 正夫 君	健康福祉部長	宇留間 修次 君
経済部長	荻野 廣男 君	都市建設部長	須川 良一 君
上下水道部長	堀口 寿 君	教育部長	金井 秀樹 君
監査委員			
	水越 清 君		

事務局長

議会事務局職員出席者

事務局長	青柳 孝之	参事兼議事課長	田島 均
課長補佐兼			
	宮澤 正浩		
議事係長			

午前10時16分開議

議長（松本啓太郎君） 出席議員定足数に達しました。

これより本日の会議を開きます。

第1 議会運営委員会経過報告

議長（松本啓太郎君） 日程第1、議会運営委員会経過報告であります。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。委員長反町清君の登壇を願います。

（議会運営委員会委員長 反町 清君登壇）

議会運営委員会委員長（反町 清君） ご指名を受けましたので、議会運営委員会の経過について報告を申し上げます。

議会運営委員会は、議長の要請により、本日、議会開議前に委員会を開催し、本日の日程と追加されます議案の取り扱い方法について協議したのであります。

追加されますものは、市長提出議案1件、議員提出議案1件であります。この取り扱いについては、日程表にもありますように、日程第1、議会運営委員会経過報告終了後、日程第2、請願第1号については経済建設常任委員会に付託しておりますので、委員長報告の後、質疑、討論、採決を願います。日程第3、議案第59号、日程第4、議員提出議案第4号の2議案については単独上程、単独審議、委員会付託を省略し、即決していただくことに決定いたしました。

以上で、議会運営委員会の経過について報告を終わります。

議長（松本啓太郎君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

ただいま報告のありましたとおり、今後の議事運営を行いますのでご了承願います。

第2 請願第1号 出資法の上限金利の引き下げを求める請願

議長（松本啓太郎君） 日程第2、請願第1号出資法の上限金利の引き下げを求める請願を議題といたします。

経済建設常任委員会委員長の報告を求めます。委員長針谷賢一君の登壇を願います。

（経済建設常任委員会委員長 針谷賢一君登壇）

経済建設常任委員会委員長（針谷賢一君） ご指名を受けましたので、去る6月6日の本会議において経済建設常任委員会に付託されました請願1件に対する審査の概要と結果について、ご報告申し上げます。

本委員会は、6月9日、市長、助役、関係部課長の出席を求め、委員会を開催し、慎重審査したのであります。なお、本委員会は、この請願第1号の紹介議員であります清水保三議員に出席を求め、開催いたしました。

請願第1号出資法の上限金利の引き下げを求める請願について、ご報告申し上げます。本請願は、桐生ひまわりの会会長宇都木喜夫氏より提出されたものであります。請願の趣旨は、出資法第5条に定める上限利率29.2%を利息制限法の制限利率15%から20%の同一利率とし、同法の制限利率を超える金利の支払いを民事上無効とするともに、刑事罰の対象にもする統一的措置をするよう、内閣総理大臣並びに関係機関へ意見書を提出していただきたい旨の請願です。

質疑の主なものについて申し上げます。高い利率で借りなければならない理由について伺いたい。要因についてはさまざまであるが、親が入院して働きたくても働けない、リストラに遭ったなどの生活苦や、また遊びで使うこともあると思うが、細かいことはわからないとのことでした。

県内の他市への提出状況について伺いたい。県内11市では、当市のほか前橋市・富岡市の3市に出ているとのことでした。

出資法の高金利を下げよとの趣旨であるが、銀行がサラ金・商工ローンに融資している状況なので、この高金利を借りること自体への教育を考えた方が、利率を下げることよりも効果があると思うが、伺いたい。確かに、啓蒙活動も必要かと思うとのことでした。

2000年に出資法金利が40.004%から29.2%に引き下げられたが、このときなぜ利息制限法と同じにしなかったのか、その理由について伺いたい。よくわからないとのことでした。

出資法の刑罰について伺いたい。懲役1年、罰金300万円未満と規定されているとのことでした。

現実的には、やみ金融などのもっと高金利の金融業者がいるので、利率を利息制限法の制限利率15%から20%にしても、多重債務の問題は解決されないのではないかと思うが、伺いたい。やみ金・サラ金なども、法律の中では出資法と利息制限法という形の枠内でしていると思うとのことでした。

市内に自己破産者や自殺者がいるのかどうか伺いたい。自己破産者や多重債務による自殺者がいたかどうかは、把握していないとのことでした。

本市としての多重債務による苦情相談窓口はあるのか伺いたい。経済部の商工観光課内消費生活センターで受け付けるとのことでした。

貸金業者はどのような手続をとったならぬのか伺いたい。今までは届け出制であったが、出資法の改正により登録制になった。営業所が1カ所の場合は都道府県知事、2カ所以上で都道府県をまたがる場合は国に登録する必要があるとのことでした。

委員から次のような意見がありました。請願第1号出資法の上限金利の引き下げを求める請願については、出資法と利息制限法の間にあいまいな領域があることは確かに問題で

あるが、このところの多重債務や自己破産の問題は金利を引き下げただけで解決できることは考えられないということもあり、今後も行政等を通じてさらに啓蒙運動をしていくことが大切であるとの意見がありました。慎重審査の結果、賛成者なしをもって不採択すべきものと決しました。

以上をもちまして、経済建設常任委員会に付託を受けました請願第1号に対する審査の概要と結果について報告を終わります。

議 長（松本啓太郎君） 経済建設常任委員会委員長の報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議 長（松本啓太郎君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（松本啓太郎君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。請願第1号出資法の上限金利の引き下げを求める請願について、経済建設常任委員会委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（松本啓太郎君） 起立全員であります。よって、経済建設常任委員会委員長の報告のとおり決しました。

第3 議案第59号 備品購入契約について

議 長（松本啓太郎君） 日程第3、議案第59号備品購入契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長の登壇を願います。

（総務部長 齋藤稔一君登壇）

総務部長（齋藤稔一君） 議案第59号、消防ポンプ自動車購入契約締結についてご説明を申し上げます。

本議案は、地方自治法第96条第1項第8号及び藤岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

本年度購入する消防ポンプ自動車は、藤岡地区藤岡の第1分団及び小野地区森の第3分団に貸与するものでございます。これは、藤岡市総合計画に基づき、年数を経過し、稼働

力の低下した車両を順次更新し、消防団による消火活動のさらなる充実を図るものがございます。本議案の契約につきましては、5業者を指名し、去る6月2日に入札した結果、2,908万5,000円で株式会社モリタ東京支社が落札し、6月2日に仮契約を締結しております。

以上、簡単でございますが、提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださるようお願いを申し上げます。

議 長（松本啓太郎君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議 長（松本啓太郎君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第59号については、会議規則第36条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。よって、議案第59号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（松本啓太郎君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第59号備品購入契約について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（松本啓太郎君） 起立全員であります。よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

第4 議員提出議案第4号 合併問題調査特別委員会設置について

議 長（松本啓太郎君） 日程第4、議員提出議案第4号合併問題調査特別委員会設置についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。提出者坂本忠幸君の登壇を願います。

（18番 坂本忠幸君登壇）

1 8 番（坂本忠幸君） 議長の登壇のお許しをいただきましたので、議員提出議案第 4 号合併問題調査特別委員会設置について、提案理由の説明をさせていただきます。

平成 12 年 4 月 1 日、地方分権一括法が施行、地方分権の推進、少子・高齢化の進展、国・地方を通じた財政状況の悪化等、市町村行財政を取り巻く情勢は大きく変化し、広域的・総合的な地域の振興整備や事務処理の効率化・円滑化が、これまでも増して強く求められております。このような観点から、議会として、時限立法である合併特例法の期限が迫る中、合併に関する諸問題について調査研究し、その有機的かつ総合的な施策を講ずる必要が生じたので、調査研究機関として合併問題調査特別委員会の設置をお願いするものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。議員各位のご賛同をよろしくお願いたします。

議長（松本啓太郎君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第 4 号については、会議規則第 36 条第 2 項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第 4 号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議員提出議案第 4 号合併問題調査特別委員会設置について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（松本啓太郎君） 起立全員であります。よって、議員提出議案第 4 号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま可決されました議員提出議案第 4 号については、合併問題

調査特別委員会を設置し、これに付託の上、調査終了まで調査することにいたしたいと思
います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(松本啓太郎君) ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第4号については、合併
問題調査特別委員会を設置し、これに付託の上、調査終了まで調査することに決しました。

お諮りいたします。ただいま設置されました合併問題調査特別委員会委員については、
委員会条例第8条第1項の規定により、議長において指名いたしたいと思います。これに
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(松本啓太郎君) ご異議なしと認めます。

合併問題調査特別委員会委員に、串田武君、湯井廣志君、斉藤千枝子君、三好徹明君、
佐藤淳君、片山喜博君、冬木一俊君、針谷賢一君、清水保三君、隅田川徳一君、吉田達哉
君、以上11名の方を指名いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(松本啓太郎君) ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました串田武君、
湯井廣志君、斉藤千枝子君、三好徹明君、佐藤淳君、片山喜博君、冬木一俊君、針谷賢一
君、清水保三君、隅田川徳一君、吉田達哉君を合併問題調査特別委員会委員に選任するこ
とに決しました。

委員会条例第9条第2項の規定により、委員長及び副委員長を互選の上、議長まで報告
願います。

暫時休憩いたします。

午前10時37分休憩

午前10時57分再開

議 長(松本啓太郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長(松本啓太郎君) 合併問題調査特別委員会委員長及び副委員長互選の結果が議長のもとに
まいりましたので、ご報告申し上げます。

合併問題調査特別委員会委員長に三好徹明君、副委員長に吉田達哉君。

以上であります。

閉会中の継続審査・調査の申し出の件

議 長(松本啓太郎君) 各常任委員長・議会運営委員長及び特別委員長から、目下委員会におい

て審査、調査中の事件につき、委員会条例第41条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査、調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査、調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(松本啓太郎君) ご異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査、調査に付することに決しました。

閉会中継続審査・調査申出一覧表

委員会名	件名
総務常任委員会	1. 市有財産の管理状況について
	2. 行政財政の実態について
	3. 市行政の総合計画について
	4. 交通安全施設について
	5. その他所管に関する事項について
経済建設 常任委員会	1. 農業振興対策について
	2. 中小企業振興対策について
	3. 商業振興対策について
	4. 観光施設の整備拡充について
	5. 道路及び橋梁整備について
	6. 公営住宅事業について
	7. 下水道施設の整備拡充について
	8. 上水道施設の整備拡充について
	9. その他所管に関する事項について

委 員 会 名	件	名
教 務 厚 生 常 任 委 員 会	1. 学校整備状況について 2. 社会教育施設の充実について 3. 社会福祉施設の充実について 4. 市税の適正課税について 5. 環境衛生施設の拡充について 6. 国民健康保険の実態について 7. その他所管に関する事項について	
議 会 運 営 委 員 会	1. 議会の運営に関する事項について 2. 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項について 3. 議長の諮問に関する事項について	
合 併 問 題 調 査 特 別 委 員 会	1. 藤岡市の合併問題に関する事項について	

字 句 の 整 理 の 件

議 長（松本啓太郎君） お諮りいたします。本会議で議決されました議案については、会議規則第42条の規定に基づき、その条項・字句・数字等の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。よって、条項・字句・数字等の整理は、議長に委任することに決しました。

市 長 あ い さ つ

議 長（松本啓太郎君） この際、市長より発言を求められておりますので、これを許します。市長の登壇を願います。

（市長 新井利明君登壇）

市 長（新井利明君） 平成15年第3回藤岡市議会定例会の閉会に当たり、一言御礼のごあいさつを申し上げます。

本議会に提案申し上げました議案につきましては、慎重審議の上、ご決定いただき、深く感謝を申し上げる次第であります。本議会におきまして、議員各位から賜りました貴重なご意見を十分尊重し、今後の市政運営に生かしてまいりたいと思います。今後も市町村合併問題、高校統合等直面する課題に対し、議員各位の一層のご指導、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

終わりに、議員各位には健康に十分ご留意され、今後ともますますご活躍いただきますようご祈念申し上げまして、閉会のあいさつとさせていただきます。

閉 会

議長（松本啓太郎君） 以上をもちまして本会議に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これにて平成15年第3回藤岡市議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時閉会